

令和7年10月2日

特別供給条件の認可について

関東経済産業局長から、株式会社トーエル（法人番号2020001021033）、イワタニ首都圏株式会社（法人番号2020001075855）、セントラル石油瓦斯株式会社（法人番号9010001021077）、トモプロ株式会社（法人番号3010801008519）、株式会社エネクル（法人番号9030001147300）、株式会社ジョイン（法人番号1021001019893）、株式会社シンサナミ（法人番号9020001005145）、株式会社マルエイ（法人番号3200001004885）、株式会社白井商事（法人番号6021001012654）、町田ガス株式会社（法人番号5012301002355）による特別供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
20251001 関東第21号
令和7年10月2日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特別供給条件の認可について（回答）

令和7年9月18日付け20250912関東第188号により貴職から当委員会に意見を求められた特別供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。